

## 国家戦略特区 検討要請回答

規制改革事項	通信制看護師学校養成所の指定基準の緩和
提案者	公益財団法人ときわ会

制度の所管・関係府省庁	厚生労働省
関係法令	保健師助産師看護師学校養成所指定規則第四条第2項第1号

提案内容	<p>・准看護師を看護師に要請養成するための学校・養成所の指定の要件である「通信制の課程においては、免許を得た後十年以上業務に従事している准看護師であることを入学又は入所の資格とするものであること。」という要件を緩和し、5年又は3年以上業務に従事している准看護師を入学の資格にできるようにする。</p>
提案に対する回答	<p>・看護師の一般的な養成課程では、一定の単位数の臨地実習を行うことが必要とされているが、通信制の課程（2年課程通信制のみ）では、印刷教材等による授業、面接授業及び病院の見学によって臨地実習を行うこととしており、実習施設に通って臨地実習を行う日数を必要最小限に留めているところである。このため、2年課程通信制に入学・入所する者は、入学・入所の段階で十分な実技能力を有していることを条件としており、具体的には、看護業務に10年以上従事している准看護師であることを入学・入所の資格としているところである。</p> <p>・看護業務に3～5年程度従事している准看護師は、十分な実技能力を有しているとは言えず、看護師を養成するために必要な教育の観点から、上記のような必要最小限の日数の臨地実習によって必要な地域・技能を修得することができるとは言えないため、通信制の対象とすることはできない。</p> <p>・高等学校を卒業している准看護師は業務経験を問わず、中学校を卒業している准看護師については3年以上看護業務に従事後、修業年限を2年とする課程（通信制を除く。）において必要な学科を修めることで、看護師国家試験の受験資格を取得することができる。</p>

【関係法令抜粋】

保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和二十六年八月十日文部省・厚生省令第一号）

（看護師学校養成所の指定基準）

第四条 法第二十一条第一号の大学、同条第二号の学校及び同条第三号の看護師養成所（以下「看護師学校養成所」という。）のうち、学校教育法第九十条第一項に該当する者（同法に基づく大学が同法第九十条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）を教育する課程を設けようとするものに係る令第十一条の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 学校教育法第九十条第一項に該当する者（同法に基づく大学が同法第九十条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）であること  
を入学又は入所の資格とするものであること。
  - 二 修業年限は、三年以上であること。
  - 三 教育の内容は、別表三に定めるもの以上であること。
  - 四 別表三に掲げる各教育内容を教授するのに適当な教員を有し、かつ、そのうち八人以上は看護師の資格を有する専任教員とし、その専任教員のうち一人は教務に関する主任者であること。
  - 五 一の授業科目について同時に授業を行う学生又は生徒の数は、四十人以下であること。ただし、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分に挙げられる場合は、この限りでない。
  - 六 同時に行う授業の数に応じ、必要な数の専用の普通教室を有すること。
  - 七 図書室並びに専用の実習室及び在宅看護実習室を有すること。ただし、実習室と在宅看護実習室とは兼用とすることができる。
  - 八 教育上必要な機械器具、標本、模型及び図書を有すること。
  - 九 別表三に掲げる実習を行うのに適当な施設を実習施設として利用することができること及び当該実習について適当な実習指導者の指導が行われること。
  - 十 専任の事務職員を有すること。
  - 十一 管理及び維持経営の方法が確実であること。
  - 十二 特定の医療機関に勤務する又は勤務していることを入学又は入所の条件とするなど学生若しくは生徒又はこれになろうとする者が特定の医療機関に勤務しない又は勤務していないことを理由に不利益な取扱いをしないこと。
- 2 看護師学校養成所のうち、免許を得た後三年以上業務に従事している准看護師又は高等学校若しくは中等教育学校を卒業している准看護師を教育する

課程を設けようとするものに係る令第十一条の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。ただし、前項に規定する課程を併せて設けようとするものについては、第十号の規定は適用しない。

一 免許を得た後三年以上業務に従事している准看護師又は高等学校若しくは中等教育学校を卒業している准看護師であることを入学又は入所の資格とするものであること。ただし、通信制の課程においては、免許を得た後十年以上業務に従事している准看護師であることを入学又は入所の資格とするものであること。

二 修業年限は、二年以上であること。

三 教育の内容は、別表三の二に定めるもの以上であること。

四 別表三の二に掲げる各教育内容を教授するのに適当な教員を有し、かつ、そのうち七人以上は看護師の資格を有する専任教員とし、その専任教員のうち一人は教務に関する主任者であること。

五 一の授業科目について同時に授業を行う学生又は生徒の数は、四十人以下であること。ただし、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分に挙げられる場合は、この限りでない。

六 同時に行う授業の数に応じ、必要な数の専用の普通教室を有すること。

七 図書室並びに専用の実習室及び在宅看護実習室を有すること。ただし、実習室と在宅看護実習室とは兼用とすることができる。

八 教育上必要な機械器具、標本、模型及び図書を有すること。

九 別表三の二に掲げる実習を行うのに適当な施設を実習施設として利用することができること及び当該実習について適当な実習指導者の指導が行われること。

十 専任の事務職員を有すること。

十一 管理及び維持経営の方法が確実であること。

十二 特定の医療機関に勤務する又は勤務していることを入学又は入所の条件とするなど学生若しくは生徒又はこれになろうとする者が特定の医療機関に勤務しない又は勤務していないことを理由に不利益な取扱いをしないこと。

3 看護師学校養成所のうち、高等学校及び当該高等学校の専攻科（以下この項において「専攻科」という。）において看護師を養成する課程を設けようとするものに係る令第十一条の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 高等学校及び専攻科が、看護師を養成するために一貫した教育を施すものであること。

二 専攻科の修業年限は、二年以上であること。

- 三 教育の内容は、別表三の三に定めるもの以上であること。
- 四 別表三の三に掲げる各教育内容を教授するのに適当な教員を有し、かつ、そのうち八人以上は看護師の資格を有する専任教員とし、その専任教員のうち一人は教務に関する主任者であること。
- 五 一の授業科目について同時に授業を行う生徒の数は、四十人以下であること。ただし、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分に挙げられる場合は、この限りでない。
- 六 同時に行う授業の数に応じ、必要な数の専用の普通教室を有すること。
- 七 図書室並びに専用の実習室及び在宅看護実習室を有すること。ただし、実習室と在宅看護実習室とは兼用とすることができる。
- 八 教育上必要な機械器具、標本、模型及び図書を有すること。
- 九 別表三の三に掲げる実習を行うのに適当な施設を実習施設として利用することができること及び当該実習について適当な実習指導者の指導が行われること。
- 十 専任の事務職員を有すること。
- 十一 管理及び維持経営の方法が確実であること。
- 十二 特定の医療機関に勤務する又は勤務していることを入学の条件とするなど生徒又はこれになろうとする者が特定の医療機関に勤務しない又は勤務していないことを理由に不利益な取扱いをしないこと。